

## 戸田市健康福祉の杜第2期整備事業基本構想（案） についてご意見を募集します。

戸田市では、戸田市立健康福祉の杜隣接地において、保健と福祉の融合を基本に福祉の中核となる拠点施設づくりに向けた基本構想を策定することになりました。

この基本構想（案）は、「施設を整備するにあたり、どのような施設が必要であるか」について検討したものですので、市民の皆様からの幅広いご意見を募集いたします。

### ◎ ご意見等について

#### I ご意見募集期間

平成19年2月6日（火）から平成19年2月26日（月）まで

#### II 資料の公開場所

各福祉センター（上戸田・東部・西部・新曽）、笹目コミュニティセンター、市政情報室（市役所3階）、福祉総務課（市役所1階）、市のホームページ（<http://www.city.toda.saitama.jp/index.html>）でご覧になれます。

#### III 関係する資料

別添「健康福祉の杜第2期整備事業基本構想（案）」、「戸田市福祉施策審議会答申」、「戸田市内福祉関連施設一覧」をご覧ください。

#### IV ご意見の提出先

戸田市 福祉部 福祉総務課 健康福祉の杜整備担当 電話 048-441-1800(内線 614)  
〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 FAX 048-441-1977  
Eメール fukushi-somu@city.toda.saitama.jp

#### V ご意見提出の際の留意事項

提出にあたり使用する言語は、日本語でお願いいたします。提出にあたっては、提出される方のご住所・お名前（法人等の場合は、その名称・所在地等連絡先）を明記してください。記載されませんと、提出意見として取り扱えない場合もございます。

#### VI 提出されたご意見の公表

提出頂いたご意見につきましては、そのご意見に対する市の考え方等を付して、内容を公開することを予定しております（個別の回答はいたしません）。

なお、公開の際には住所・氏名は公開しません。また、ご意見の内容により要約することがありますので、ご了承ください。

## はじめに

昨今の福祉行政の状況を見ますと、介護保険法の改正、健康増進法、障害者自立支援法、児童虐待防止法の制定など、制度や施策が大きく変化しています。それとともに、国が進める三位一体の改革の名の下、これまでの国庫補助制度等は一般財源化という名目で統廃合され、福祉行政全般が市の自治事務として位置付けられる方向となっています。

このような状況変化の中で、健康福祉の杜の整備については、特別養護老人ホーム整備を中心とした第1期整備事業の後、近年の新曽第二土地区画整理事業の進展により、健康福祉の杜東側隣接地の活用の可能性が見えてきたことから、「保健機能・子育て支援機能を包含して整備する」という方向性が示され、平成18年度から福祉部において健康福祉の杜第2期整備事業（以下「第2期事業」）を検討していくことになりました。

この検討においては、福祉の中核となる拠点施設づくりを念頭に置き、保健機能を備え、子育て・障害者等の支援機能を備えた複合施設を整備すること、そして以前から懸案事項になっている上戸田福祉センター・上戸田保育園の建て替え、さらには他の福祉関連施設についての検討も並行して行うことになりました。

そして、健康福祉の杜東側隣接地の活用を基本に、既存の老朽保健・福祉関連施設や新規要望施設などの配置・再配置を考慮しながら関係各課を交えて検討し、第2期事業に係る現在の考え方を調整しました。また、平成18年10月、有識者により構成される戸田市福祉施策審議会に対し、調整した考え方を基本として「第2期事業において、保健と福祉とを融合させた施設の整備を中心に考えていくこととしたとき、どのような施設が必要であるか」を諮問し、関連施設の現地視察を含む5回の審議会を経て平成18年12月25日、答申を頂き、これまでの検討経過と合わせて「基本構想（案）」をまとめました。

なお、今回の基本構想（案）の策定においては、施設の必要性や再配置の可能性等を優先して検討しているため、財政面や管理運営面などについては考慮していませんが、これらは平成19年度の基本計画策定の中で検討するものとします。

つきましては、今回お示しする基本構想（案）について、広く市民の皆様からご意見を募集し、頂いたご意見を参考にしてまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

## 1. 構想の範囲について

この構想は、健康福祉の杜の東側隣接地に「どのような機能を有する施設が必要であるか」を中心にして検討したもので、財政面や管理運営面などは平成19年度において検討するものとします。

(基本構想⇒基本計画⇒基本・実施設計⇒着工)

## 2. 基本的要件

福祉の中核となる拠点施設を整備するにあたり、次の3点が基本的な要件となっています。

- ・保健機能を備え、子育て支援、障害者の自立支援、高齢者対策等を備えた施設とする。
- ・健康福祉の杜・東側隣接地（約7,538㎡）を対象用地とする。
- ・平成21年度の整備着手を目標とする。

## 3. 検討のための基本事項

### (1) 福祉をとりまく諸条件

⇒ 福祉を取り巻く状況の変化を充分見極めることが必要となります。

#### ・国が進める三位一体改革

⇒ 国庫補助金・県費補助金等の統廃合が進んでいます。

⇒ 独自の財源確保、起債、民間資金の導入が考えられます。

⇒ 将来に向け財政負担の軽減を図る必要性が高まっています。

#### ・福祉・保健関連施設の老朽化

⇒ 耐震性の低下や設備面の老朽化などで現在の水準に合わなくなりつつある施設も見受けられます。

#### ・相次ぐ法制度の改正・制定

⇒ 既存施設の統廃合・新規施設の必要性の検証等が重要となります。

### (2) 施設にどのような機能を持たせるべきか

⇒ 考えられる機能を例示すると、次の機能が考えられます。

- ・保健機能：保健福祉・保健医療等
- ・子育て支援：育児・相談・親育・虐待防止等
- ・障害者支援：知的・精神・身体障害者向け居住、自立支援等
- ・高齢者支援：元気高齢者・加齢障害高齢者支援・高齢者住宅等

## 4. 戸田市福祉施策審議会答申の概要

審議会では様々な意見が交わされ、以下のような答申概要に至っています。

### (1) 整備が適当である施設

- ・保健機能を有する施設とすること。
- ・子育て支援機能を有する施設とすること。
- ・障害者の支援機能を有する施設とすること。
- ・高齢者の支援機能を有する施設とすること。
- ・その他必要な機能を有する施設とすること。

### (2) 整備に際して配慮を要する事項

- ・ワンストップサービス機能に配慮すること。
- ・交通の利便性に配慮すること。
- ・総合相談・教育・研修機能に配慮すること。
- ・地域福祉の充実に配慮すること。

### (3) 福祉施設全体への配慮事項

- ・入念な資金計画と合理的な整備手法の選択を一体的に進めること。
- ・施設の集中・分散を十分に整理し、市民の利用しやすさに配慮した配置と運用を行うこと。
- ・地域福祉・コミュニティ機能を担う施設について、地域の事情を勘案して適切な配置を進めること。
- ・現状の運営形態や利用状況にとらわれることなく、今後の在り方を再検討すること。

## 5. 健康福祉の杜第2期整備事業基本構想（案）の概要

戸田市福祉施策審議会の答申やこれまでの検討から導き出された「機能」を有する施設については、次のとおりです。

### （1）基本的理念

保健と福祉の融合を基本に福祉の中核となる拠点施設づくり

- ・ワンストップサービスを提供できる施設
- ・サービスが実感できる施設
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設
- ・将来にわたり利用できる施設
- ・環境に配慮した施設
- ・防災・防犯に優れた施設

### （2）各施設の整備目標

#### ・保健施設

保健機能を有し、福祉と連携・融合した施設など

#### ・子育て支援施設

保健施設と密接に関係し、子育てを支援する施設など（他施設と相互に連携しながら、親と子を総合的に支援できるよう配慮する。）

#### ・障害者支援施設

保健施設と連携可能範囲での居住施設・生活訓練施設・家族負担軽減施設など（身近な場所で良質なサービスが受けられるよう配慮する。）

#### ・高齢者支援施設

元気高齢者の健康増進、介護予防など生活を支援する施設など

#### ・その他施設

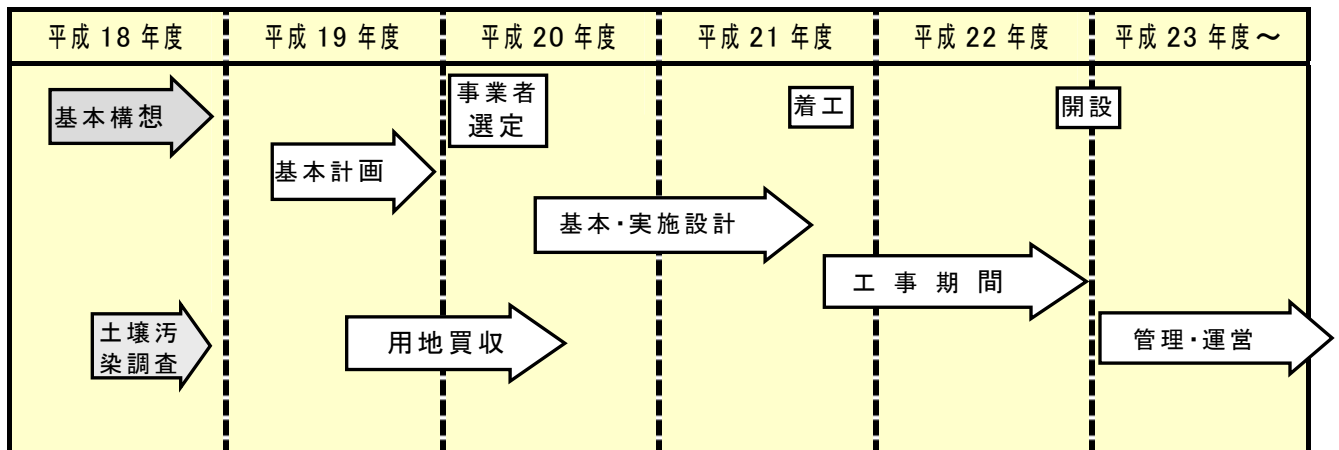
上記4施設を検討後、残余用地及び既存施設の建て替え等において整備可能かつ連携が妥当である施設を検討

- ・高齢者支援施設（居住系）
- ・地域福祉・コミュニティ施設
- ・子育て支援施設（保育系）

## 6. 施設整備スケジュールイメージ

平成18年度に基本構想、平成19年度に基本計画を策定し、これまでの整備手法とする場合は平成20年度から21年度にかけて基本・実施計画を行い、平成21年度中の着工を目指すものとします。

なお、基本計画策定において、より合理的な整備手法が提示された場合は、その手法に基づくスケジュールとなります。



### おわりに

平成18年度は、広い視野で検討するため、財政面・管理運営面等については考慮せず、可能性のみの構想（案）を策定してきましたが、今後は地域の事情を勘案しながら、既存施設の老朽化等にも十分配慮しつつ、地域に必要な機能・施設を、適切な配置・費用で整備していくことが重要となります。

また、冒頭で触れたとおり、国・県の補助制度等はほとんどが統廃合されたため、市としては独自の財源確保は基より民間資金の導入をも視野に入れ、効率的な整備手法の導入を考えていく必要があります。

これらについては、平成19年度における基本計画策定の中で、検討することとなります。